

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年 3月23日 条例第12号</p> <p><u>(適用除外)</u> 第28条 この条例の規定は、松山市の区域については、適用しない</p>	<p>愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年 3月23日 条例第12号</p> <p><u>(保健所を設置する市が処理する事務)</u> 第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の17の2 第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、保健所を設置する市が処理することとする。</p> <p>(1) <u>第10条第1項の規定に基づく許可及び同条第2項の規定に基づく協議に関する事務</u></p> <p>(2) <u>第13条第1項の規定に基づく許可に関する事務</u></p> <p>(3) <u>第14条の規定に基づく届出の受理に関する事務</u></p> <p>(4) <u>第18条の規定に基づく許可の取消しに関する事務</u></p> <p>(5) <u>第19条第1項の規定に基づく通報の受理並びに同条第2項の規定に基づく危険な動物等の捕獲及び収容並びに殺処分に関する事務</u></p> <p>(6) <u>第19条第3項の規定に基づく野犬等の捕獲及び収容に関する事務</u></p> <p>(7) <u>第20条の規定に基づく公示等及び処分に関する事務</u></p> <p>(8) <u>第21条第1項の規定に基づく報告の受理及び指示に関する事務</u></p> <p>(9) <u>第21条第2項の規定に基づく通報の受理に関する事務</u></p> <p>(10) <u>第23条の規定に基づく指導及び勧告に関する事務</u></p> <p>(11) <u>第24条の規定に基づく措置命令等に関する事務</u></p> <p>(12) <u>第25条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入調査等に関する事務</u></p> <p>(13) <u>前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</u></p>